

平成18年 8 月23日発行

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第38号） *

*

* * * * *

インデックス

【1】品目横断的経営安定対策の加入申請開始まであとわずか！

【2】品目横断的経営安定対策に係る経営規模要件の特例基準を設定！

【3】地域の話題等

富山県砺波農業普及指導センターの最近の集落営農育成・確保の取組状況を
紹介します！

（富山県南砺市、北陸農政局発）

【1】品目横断的経営安定対策の加入申請開始まであとわずか！

秋まき麦を作付ける農業者の方々については、来週金曜日の9月1日から品目横断的経営安定対策の加入申請が始まります。

品目横断的経営安定対策は、諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するために交付する「生産条件不利補正交付金」と、収入の減少の影響を緩和するために交付する「収入減少影響緩和交付金」の2つの交付金からなりますが、9月1日から始まる加入受付は、このうち秋まき麦を作付ける農業者の方であって、「収入減少影響緩和交付金」の積立の申出を行う方だけが対象となります。

したがって、秋まき麦を作付ける農業者の方であっても、「生産条件不利補正交付金」のみの交付を受けようと考えている方（「収入減少影響緩和交付金」の交付を受けない方）については、加入申請は来年（平成19年）の4月1日からとなりますので、注意が必要です。

加入手続の準備でご不明な点などがあれば、お早めに、加入申請先である最寄りの地方農政事務所、あるいは、市町村や農協などにお問い合わせください。
（農協などに手続を代理してもらうこともできます。）

各都道府県の地方農政事務所の連絡先は、「品目横断的経営安定対策のポイント

（雪だるまパンフ）」や「早わかり！品目横断的経営安定対策（農業者向けパンフ）」の最終ページに掲載しています。

「雪だるまパンフ」

→ http://www.maff.go.jp/ninaite/keiei_antei_point.pdf

「農業者向けパンフ」

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/easy.pdf>

【２】品目横断的経営安定対策に係る経営規模要件の特例基準を設定！

去る８月18日、品目横断的経営安定対策に係る経営規模要件の特例基準を全国各地域ごとに設定しました。

品目横断的経営安定対策の対象となるためには、認定農業者で４ha以上（北海道は10ha以上）、集落営農組織で20ha以上の経営規模を有することが必要ですが、地域の実情に応じた要件設定が可能となるよう、

- (1) 集落の農地が少ないなど物理的制約から経営規模の拡大が困難な地域において経営規模要件を緩和する「物理的制約に応じた特例」
 - (2) 地域の生産調整面積の過半を受託し、生産調整の推進に貢献している組織について経営規模要件を緩和する「生産調整に応じた特例」
 - (3) 小規模であっても、有機栽培や複合経営等により一定の農業所得を得ている経営を対象とする「所得に応じた特例」
- といった特例を設けています。

このうち、(1)と(2)における経営規模要件の基準については、都道府県知事からの申請に基づいて農林水産大臣が定めることとされており、申請のあった各道府県における地域別の基準を、去る８月18日付けで官報への告示というかたちで公表しました。

全国各地域の特例基準の一覧表については、農林水産省経営政策課、地方農政局及び地方農政事務所（北海道は北海道農政事務所、沖縄県は沖縄総合事務局）に備え置いているほか、農林水産省ホームページにも掲載していますので、どなたでもご覧になることができます。

→ http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8_law.html

【 3 】 地域の話題等

富山県砺波農業普及指導センターの最近の集落営農育成・確保の取組状況を紹介します！

(富山県南砺市、北陸農政局発)

南砺（なんと）市は、富山県の南西端に位置し、平野部と山間部を併せ持つ、田園風景が美しく自然豊かな所です。また、世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」を擁するとともに、全国でも珍しい「散居村」（家屋が一軒ずつ分散している村落）として知られていますが、同市の南西に位置する中山間地の蓑谷地区では、農業従事者の高齢化や労働力不足といった慢性的な問題や、大小様々な営農組織の混在といった地域事情を抱えていました。

そこで、19年産から新たに導入される品目横断的経営安定対策に対応すべく、昨年来、地区ぐるみで数多くの検討会を重ねてきたことと並行して、同地区を管轄する「砺波（となみ）農業普及指導センター」が市やJA等と連携し、主体的に法人化の指導・支援を行った結果、6月25日に県内で3番目となる、地区内の4集落を活動エリアとする広域型の営農組合である「農事組合法人 蓑谷実践組合」が設立されました。

この法人は、既存の営農組織と個別農家（10戸）が参加するかたちで設立されたもので、構成員は41名、面積は43.6haとなっています。

今後は、地区内にある別の法人や個別農家を構成員として迎え入れるとともに、平成22年までに地区内の農地220haの7割にあたる154haを集約し、地区内農地の受け皿となり得るような大規模法人を目指すこととしており、砺波農業普及指導センターとしても、引き続き、関係機関と連携して濃密な指導・支援を行っていくこととしています。

【 富山県と南砺市の担い手等の状況（平成18年6月末現在） 】

	富山県	南砺市
認定農業者	1,081	118
集落営農（平成18年3月末現在）	478	88
特定農業法人	57	6
特定農業団体	79	6

・ 問い合わせ先：富山県農業技術課普及指導班（TEL 076-444-3277）

< 編集後記 >

この頃各地での台風上陸のニュースが耳に入ってきますが、そもそも、夏の時期に発生する台風の特徴として、太平洋高気圧に行く手を阻まれ、日本本土に近づく

ことは少ないそうです。

ただ、台風が太平洋高気圧の中や高気圧と高気圧の間に入ると、台風を移動させる上空の風が弱いので、動きがゆっくりとなり、方向が定まらなくなるようです。

このため、急に方向を変えたり、同じ所にとどまったり、あるいは逆行したりと、夏の台風は想定されるコースを外れ、迷走することが多いようです。

天気図上で、台風が本土の近くにあるような場合には十分に注意しましょう。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～ 品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>